

石巻市と厚生労働省宮城労働局との雇用対策協定書

(目的)

第1条 この協定は、石巻市と厚生労働省宮城労働局（以下「宮城労働局」という。）が連携により効果的かつ効率的に雇用対策に取り組み、人材確保や人材育成の推進、高齢者の就業機会の確保、若年者の就業と定着・定住の推進等の実現を通じて、持続可能で活力ある地域社会の形成を目的として締結する。

(事業内容等)

第2条 石巻市及び宮城労働局は、前条の目的を達成するため双方協議し、具体的な取組を事業計画として、毎年度定めるものとする。

2 前項の事業計画の作成及び事業計画に定めた取組の実施状況の検証等は、石巻市及び宮城労働局が共同で設置する運営協議会が実施するものとする。

(要請等)

第3条 石巻市長及び宮城労働局長は、それぞれが取り組む雇用対策に関する施策の推進に資するため、必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 石巻市長及び宮城労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

(秘密保持)

第4条 この協定に基づく取組において、石巻市及び宮城労働局が相互に開示する情報においては、お互いに秘密を保持するものとする。

ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。

ただし、期間の満了する1か月前までに、いずれかから特段の意思表示がない限り、協定は期間満了の翌日から起算して更に1年更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、石巻市及び宮城労働局が協議して定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、令和5年4月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、石巻市長及び宮城労働局長が署名のうえ、各自1通を保有する。

令和5年3月20日

石巻市長

齋藤 正美

厚生労働省宮城労働局長

小林 健